

○岩手県警察専務係選考要綱の制定について

て

平成9年1月28日 岩警務発第10号 岩生安発第13号 岩刑事発第5号 警察本部長 岩交通発第13号 岩警備発第24号
--

〔沿革〕 平成15年7月岩警第1129号、16年3月第385号改正

各 部 長
各 所 属 長

近年における内外の経済・社会情勢の急激な変化や高度情報化社会の到来により、警察活動の各分野において高度の専門性が求められていることから、各部門における専務係の適正な選考や専門的能力の向上に向けた取組みを一層推進する必要がある。

このため、別添のとおり岩手県警察専務係選考要綱を制定し、平成9年4月1日から実施することとしたので、下記の事項に留意し適正な運用に努められたい。

なお、次の要綱は平成9年3月31日をもって廃止する。

- ・ 防犯専従員の任用、育成等要綱の制定について（平成2年11月19日付け岩防犯発第199号、岩警務発第100号）
- ・ 刑事選考要綱の制定について（昭和58年10月6日付け岩刑事発第57号、岩警務発第82号）
- ・ 交通専従員任用要綱の制定について（平成7年8月1日付け岩交通発第102号、岩警務発第71号）
- ・ 捜査及び警備専従員適格者の選考等に関する要綱の制定について（昭和53年6月28日付け岩刑事発第109号、岩警備発第75号、岩警務発第66号）

記

1 制定の趣旨

これまで、各部ごとに専務係の選考、任用等に関する要綱を定め運用しているところであるが、警務部を除く各部が要綱を定めることとなった現在、個別に定めておくことの問題もあることから、これまでの要綱は廃止するとともに選考基準等の見直しを行って、新たに専務係の選考等に関する基本的な要綱を定めることとしたものである。

2 運用上の留意事項等

(1) 選考委員会の設置及び組織（第3・第4関係）

専務系の適正な選考を行うため、四つの選考委員会を置くこととし、委員長には部長を、委員には各部の所属長、警務課長のほか委員長の指名する者をもって充てることとしたので、調査官等を委員に加える必要がある場合は、委員長が指名することとなる。

(2) 適任者の上申（第5関係）

ア 第1項において主語を「所属長」とし、警察署に限定せず、専務係として適性を有すると認められる者がある場合は上申できることとしたので、選考に当たっては、執行隊等に対しても通知しなければならないものである。

イ この要綱に定めた選考基準については、最低限のものであり、それぞれの専務係として必要とする基準については、これに加える形で選考委員長が定めることができることとしたので、選考の都度、通知する等により運用するものとする。

ウ 選考の時期や人員については定めなかったが、これについては、選考委員長が決定し、その都度通知するものとして運用するものとする。

エ 内申書の様式についても選考委員長が定めるものとしたが、これは選考に必要な基準を委員長が定めることができることにより、選考に必要な内容は、各選考委員会によって異なることが想定されることによる。したがって、選考の通知をする際は、その様式も併せて示すこと等により運用するものとする。

(3) 選考（第6関係）

ここで定める選考とは、第7に定める任用科教養を受けさせる者を一次的に選考するものである。

(4) 任用科教養の実施（第7関係）

第2項において任用科教養については別に定めるものとしたが、廃止する要綱等に基づき科教養基準を制定しているものについて、その内容を見直しして新たに制定する場合にその根拠となる規定を置いたものである。

(5) 適格者名簿への登載（第8関係）

ア 専務係候補者として第7の任用科教養を受けた者について、当該科教養の成績、適性等を総合的に検討して、専務係任用適格者を選考することとしたが、第7第1項ただし書に該当する者については、管区警察学校における専門課程の成

績を考慮するかどうかは委員長の判断による。

イ 白バイ隊員任用適格者名簿については、警務課にも確実に送付する必要がある。

ウ 適格者名簿に登載された者については、速やかに専務係に任用されることが予定されているものの、所属によっては困難なことも想定される。そこで、直ちに任用されなかった場合の取扱いとして、第9第2項において看守専務者に任用するよう努めるものとしたが、この場合、看守専務者に任用されている期間に、名簿の有効期間が経過することもあり得ることから、第3項は、そのことに配慮して名簿の有効期間について看守専務者に任用された期間に相当する期間を延長するものとした。

(6) 専務係の任用（第9関係）

ア 第1項において専務係を任用する場合は、原則として適格者名簿に登載されている者から任用するものとしたので、署長は専務係を任用する場合は、この要綱の趣旨を尊重し専務係の適正な任用が図られるよう配慮しなければならないものとする。

イ 第2項において、適格者名簿に登載された者のうち、直ちに専務係に任用する者以外の者その他専務係として適性を有すると認められる者については、看守専務者に任用するよう努めるものとして、新たに規定することとした。

これは、留置管理業務と専務係とは密接なかわりがあることから、専務係に任用される者の欠くことのできない要件と認めたことによる。

したがって、適格者名簿に登載された者で直ちに専務係に任用できない者や専務係として適性を有すると認められる者については、看守専務者として任用するよう努めるとともに、適性を有すると認められる者を看守専務者として任用した場合は、他の者に優先して上申するなど、専務係の任用と連動した看守専務者の任用に配慮して運用するものとする。

ウ 第3項は、第2項において看守専務者に任用する場合の期間について、3年を超えてはならないとしたが、これは、最長期間であっておおむね2年を目安に運用するものとする。

(7) 適格者名簿からの削除（第10関係）

この要綱に関する事務を行う所属は、適格者名簿に登載された者が専務係に任用された場合も、その名簿を整理して関係所属に通知しなければならないものと

する。

別添

岩手県警察専務係選考要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、専務係に従事する警察官の選考、教養等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において「専務係」とは、次に掲げる部署に勤務する巡査部長及び巡査の階級にある警察官をいう。

- (1) 交通部交通機動隊
- (2) 警察署の生活安全課(係)、刑事・生活安全課、刑事(一・二)課、交通課及び警備課(係)

(選考委員会の設置)

第3 専務係の適正な選考を図るため、警察本部に次に掲げる選考委員会を置く。

- (1) 生活安全部専務係選考委員会
- (2) 刑事部専務係選考委員会
- (3) 交通部専務係選考委員会
- (4) 警備部専務係選考委員会

(組織)

第4 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は各部の部長、委員は各部の所属長、警務課長のほか各委員長が指名する者をもって充てる。

(適任者の上申)

第5 所属長は、専務係適任者選考基準(別表。以下「選考基準」という。)に基づき専務係として任用することが適当と認める者がある場合は、専務係任用適任者内申書により、選考委員会に上申するものとする。

2 前項の選考基準のほか、必要な基準は選考委員長が定めることができる。

3 専務係任用適任者内申書の様式は、選考委員長が別に定める。

(選考)

第6 選考委員会は、所属長から上申された者について書面により審査し、専務係候補者を選考するものとする。この場合において、必要により面接を行うことができ

る。

- 2 選考委員長は、選考結果を本部長に報告しなければならない。

(任用教養の実施)

第7 本部長は、選考委員会において専務係候補者として選考された者に対して、専務係として必要な基礎的な知識及び技術を習得させるための教養（白バイ隊員養成専科を含む。以下「任用科教養」という。）を行うものとする。ただし、管区警察学校における専門課程を修了した者については、この限りでない。

- 2 前項の任用科教養その他専務係として必要と認められる教養及びその内容については、別に定める。

(適格者名簿への登載)

第8 選考委員会は、専務係候補者について、任用科教養の成績、適性等を総合的に検討し、専務係任用適格者を決定し、専務係任用適格者名簿（様式。以下「適格者名簿」という。）に登載するものとする。この場合において、交通専務係については、白バイ隊員任用適格者を区別して登載するものとする。

- 2 選考委員長は、適格者名簿を作成したときは、当該名簿を関係所属長に送付するものとする。
- 3 適格者名簿の有効期間は、3年とする。ただし、第9第2項の規定に基づき看守専務者に任用した場合は、当該任用期間に相当する期間を延長するものとする。

(専務係の任用)

第9 署長は、新たに専務係を任用するときは、原則として適格者名簿に登載されている者の中から任用しなければならない。

- 2 署長は、適格者名簿に登載された者のうち直ちに専務係として任用する以外の者その他専務係として適性を有すると認められる者については、看守専務者として任用するよう努めるものとする。
- 3 前項の任用期間は、3年を超えてはならない。

(適格者名簿からの削除)

第10 所属長は、適格者名簿に登載されている者について、専務係として任用することが適当でないとする場合は、その理由を付して選考委員長を経由して本部長に報告しなければならない。

- 2 選考委員長は、前項の報告に基づき、専務係として任用することが適当でないとしたときは、その者を適格者名簿から削除し、関係所属長に通知するものとする。

る。

(運営)

第11 この要綱に関する事務は、次の各号に掲げる委員会の区分に応じ、当該各号に掲げる所属において行うものとする。

- (1) 生活安全部専務係選考委員会 生活安全企画課
- (2) 刑事部専務係選考委員会 刑事企画課
- (3) 交通部専務係選考委員会 交通企画課
- (4) 警備部専務係選考委員会 公安課

(補則)

第12 この要綱の実施に関し必要な事項は、選考委員長が定めることができる。

別表・様式は省略する。